

買戻特約登記抹消の個人申請について（ご案内）

お客様または代理人が法務局へ買戻特約の抹消登記を申請するには、「公社が交付した書類」を添付する必要があります。

つきましては、下記の条件に合わせた①～⑥の書類等を公社へ持参または郵送でご提出ください。

条 件	提出するもの
(1) <u>所有者が法務局へ申請する場合</u> 全部事項証明書に記載されている所有者本人	①②
(2) <u>所有者の代理人が法務局へ申請する場合</u> 司法書士・不動産仲介業者など	①②③
(3) <u>相続予定者が相続登記と併せて法務局へ申請する場合</u>	①②④
(4) <u>相続予定者の代理人が相続登記と併せて法務局へ申請する場合</u>	①②③④

提出するもの

- ① 買戻特約登記抹消申請書
- ② 全部事項証明書（法務局発行） ②は買戻特約を登記している土地及び建物
電子証明書可・コピー可
- ③ 委任状
- ④ 相続することがわかる書類 ④は遺産分割協議書、戸籍謄本等のコピー
- ⑤ 所有者の住民票など ★₁
- ⑥ 返信用封筒またはレターパック ★₂

★₁ 公社が発行する書類に記載する所有者の住所が登記内容と異なる場合は、住所がわかるものとして⑤を提出してください。

★₂ 書類交付を郵送で希望される方は、「⑥返信用封筒またはレターパック(赤・青可)」を提出してください。
返信用封筒は切手を貼付してください。（定形普通郵便84円分、定形簡易書留郵便404円分）

後日、公社から交付する書類

- ① 登記原因証明情報 ② 委任状 ③ 登記済登記嘱託書または登記識別情報通知

持参・郵送・問合せ先

〒260-0016 千葉市中央区栄町1番16号

千葉県住宅供給公社 業務部 販売業務課(1階)

電話 043-227-5163 ファックス043-221-1605

留意事項

- ・登記に必要な費用(司法書士報酬、書類交付に係る郵送料等)はお客様の負担となります。
- ・公社からお渡しする書類の発行手数料はかかりません。
- ・登記原因証書(買戻特約登記の登記済証)の検索、書類作成に時間を要します。お急ぎの方はご相談ください。
- ・申請前に土地等の全部事項証明書をファックスで送付いただくと事前に準備を進めさせていただきます。

買戻特約登記抹消申請書

令和 年 月 日

千葉県住宅供給公社 理事長 様

住所

氏名

印

T E L

私が貴公社から分譲を受けた下記の土地・建物について、買戻特約の期間が満了したので、登記抹消の手続きをするため、これに係る書類の交付を申請します。

記

物件所在	
特約期間満了日※	年 月 日

※ご不明な場合は未記入可

添付書類 土地・建物の登記簿謄本 各1通
その他、ご案内に記載されている条件ごとの該当書類

〈公社記入欄〉

公印使用確認 (総務課)	上記申請に係る書類を交付したい。			(交付書類) <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 登記原因証明情報 <input type="checkbox"/> 登記済登記嘱託書または 登記識別情報通知 <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明 <input type="checkbox"/> 閉鎖謄本	令和 年 月 日
	課長		係		書類交付済 公社 相手方

〈所有者抹消用〉

捨印

委任状

私は、.....を代理人として千葉県住宅
供給公社の買戻特約登記抹消申請に係る事務手を委任します。

令和 年 月 日

住所

氏名

印